

令和元年10月1日から

満3歳から5歳までの利用料が**無償**となります。

入園料、保育料について

【対象者・利用料】

- **幼稚園を利用する満3歳から5歳（小学校就学前）までの子どもの利用料が月額25,700円を上限に無償となります。**
 - 入園料は、入園初年度に限り、年度末までの年間在籍月数で割った金額を月額の保育料に換算して無償化の対象となります。
 - 給食費、通園送迎費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。
 - 満3歳児は3歳の年齢に達する日から最初の3月31日までの子ども。

預かり保育について

【対象者・利用料】

- **3歳児から5歳児（小学校就学前）までの子ども（※1）を対象として、利用日数に応じて、月額11,300円（※2）までの範囲で預かり保育の利用料が無償となります。**

（※1）市から「保育の必要性の認定」を受けた、**市民税非課税世帯**については、3歳の誕生日から預かり保育の料金が無償となります（月額16,300円が上限額）。

（※2）預かり保育の1か月あたりの上限額は、450円×利用日数または、11,300円（非課税世帯の満3歳児は16,300円）のうち少ない方の額です。

《算定イメージ》

利用料	利用日数	上限額	無償化対象	実質負担額
4,000円	10日	4,500円	4,000円	0円
9,500円	20日	9,000円	9,000円	500円

- **無償化の対象となるためには、市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。**

- 原則、通われている幼稚園を經由しての申請となります。
- 「保育の必要性の認定」の要件については、保護者のいずれもが1カ月に64時間以上の就労をされている場合のほか、産前産後、疾病・障害、介護・看護、求職活動（90日間）、就学があります。

無償化にかかる申請手続きについて

- 無償化の対象となるためには、「**子育てのための施設等利用給付認定（新1号・新2号・新3号）**」を受ける必要がありますので、次のとおり手続きをお願いします。

■認定等について（施設等利用給付 新1号・新2号・新3号）

施設等利用給付	対象となる児童	認定要件	無償化の対象
新1号	3歳以上 (満3歳・年少・年中・年長)	なし	保育料
新2号	4月1日時点で3歳以上 (年少・年中・年長)	保育の必要性がある	保育料、 預かり保育利用料
新3号	満3歳児 (3歳の誕生日を迎えた後、最初の 3月31日までの間にある子ども)	保育の必要性がある 市民税非課税世帯	保育料、 預かり保育利用料

(1) 提出書類

下表のとおり、必要な書類（○がついているもの）をご提出ください。

お子様の誕生日 (クラス)	預かり保育 の利用	必要な書類			
		子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書 (法第30条の4第1号)	子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書 (法第30条の4第2号・第3号)	保育が必要な事由を証明する書類	世帯の非課税証明書
年少・年中・年長	なし	○	—	—	—
	あり(※1)	○	○	○	—
満3歳児クラス	なし	○	—	—	—
	あり(※2)	○	○	○	(※3)

- ※1 預かり保育の利用料が無償となるのは、市から「保育の必要性」の認定を受けた場合のみとなります。該当しない場合は、無償化の対象となりません。
- ※2 預かり保育の利用料が無償となるのは、市から「保育の必要性」の認定を受けた場合、かつ市民税が非課税の世帯のみとなります。該当しない場合は、無償化の対象となりません。
- ※3 1月1日に住民票が舞鶴市にあった場合、非課税証明書の添付は不要です。住民票が舞鶴市外にあった場合は、当該住所地での非課税証明書を添付してください。

(2) 提出方法

ご利用中の幼稚園を通して、市へ必要書類を提出してください。

(3) 申請後の流れ

申請後、市が認定通知を発行し、保護者あてに送付します。